

# 「分権型コンパクト道州制」の実現を！

(Waseda.com「今週のオピニオン」、2007 年)

早稲田大学 大隈記念大学院 公共経営研究科 教授  
片木 淳

政府の進めてきた「三位一体の改革」が十分な成果をあげられないまま一段落してしまった原因のひとつは、その本来の政策目標であるべき「地方分権の推進」に加えて、「効率的で小さな政府の実現」という全然別の目標を並列、混在させた点にある。「二兎」を追って結局「蛇蜂取らず」の結果となってしまった。今後、「国民的な議論」の展開が期待されている「道州制」についても、「三位一体の改革」の轍を踏まないよう、その目標とするところを明確にし、確固たる方針を樹立すべきである。

## 第 28 次地方制度調査会の道州制答申

昨年 2 月の第 28 次地方制度調査会は、広域自治体改革の具体策として道州制が「適当」である旨、答申した。その理由・背景として答申は、先ず「道州制は、入り組んだ国と地方の関係を再構築し、国と地方を通じた力強く効率的な政府を実現するための有力な方策である」としている(前文)。しかし、「効率的な政府の実現」のために都道府県を廃止して道州をつくるというのは、本末転倒であろう。行財政改革は行財政改革として、別途着実に進めていけばよい課題である。道州制の導入が行財政改革に貢献するところがあるとしても、それは副次的効果にすぎない。

次に同答申は、「平成の大合併等により、都道府県から事務権限の移譲が行われ、都道府県は、その役割や位置付けの再検討に迫られている」ことを掲げる。しかし、仕事が少なくなる都道府県の役割の見直し等のために、道州制を導入するというのも、論理の飛躍であろう。都道府県の仕事の減少に応じてその組織の規模を小さくすれば済む話であり、わざわざ仕事を増やすことはもちろん、大きな道州をつくる必要もない。

さらに答申は、「環境規制、交通基盤整備、観光振興等の広域的な対応、財政的制約による機能や資源の相互補完的な活用、地域産業の振興など、都道府県の区域を越える広域行政課題が増大している」ことを掲げている。しかし、この点についても、現実にとどのような広域行政需要が存在しているのか、また、仮にそのような広域需要が存在するとして現在の都道府県間の相互協力で処理できないのか、厳密な詰めが必要である。行政は住民に一番近いところで実施されるべきであるとするならば、住民から遠い存在となる道

州を安易に創設することは、許されない(「補完性の原理」)。

### 分権型コンパクト道州制

さらに、答申は、「都道府県の規模・能力を整え、国の事務を地方分権改革の担い手である広域自治体に移譲することが望ましい」としている。地方分権改革の必要性については異存はない。結局、道州制導入の目標としては、地方分権改革の推進以外には考えられないものであり、これを明確にした上で推進していくべきである。

ただし、この場合においても、上述の地方分権改革の理念や補完性の原理の趣旨を十分踏まえ、現状でも「規模・能力を整え」ている都道府県はそのまま道州とすべきである。やむを得ず、いくつかの都道府県はこれを廃止して(これについてもその妥当性の厳格な検証が必要であるが)より広域なものにするとしても、できるだけ小規模でコンパクトな道州にとどめるべきである。さらに、その際、都道府県の事務権限と財源はできるだけ市町村に移譲し、道州に委ねるべき事務・権限については、全部は無理としても少なくとも大半は、国(本省と出先機関)からの移譲によるべきである。

前国会において、かねて懸案であった「道州制特区推進法」が成立した。これにより、将来の道州制導入をにらんで、地方分権の推進のため北海道等から国に権限移譲を求める仕組みが一応整った。今後、これを突破口として、北海道に対する大幅な権限と財源の移譲が実現すれば、現在の区域はそのまま、れっきとした「道州」が誕生することになる。さらに、面積が北海道のように広くない都道府県においても、人口等が一定水準以上のものに対して国の権限と財源の大幅な移譲を進めれば、規模の拡大なしに現状のままで道州となる(平成15年、静岡県「政令県構想」)。今回の答申が示した3つの区域案はいずれも、人口136万人の沖縄県を単独で道州になるものとしている。であれば、沖縄県以外の大半の都道府県も、そのまま道州となることができると考えてよいはずである。

EU各国においても、近年、いわゆるリージョナリズムの進展が顕著であるが、各国における州等の数はドイツ16(州)、フランス22(本土のみ)、イタリア20、スペイン17となっている。これらの国の人口が日本のそれぞれ3分の2、2分の1(仏伊)、3分の1程度であることを考えると、わが国の都道府県の数47も必ずしも多すぎるものではない。また、個別に見ても、各国の州等の中にも小規模なものが少なくない。たとえば、ドイツの都市州であるブレーメンは、人口わずか66万人(2006年)であるが、連邦国家を構成する一つの州として文字通り一国一城を構えており、まさに、地方分権型のコンパクトな州となっているのである。